

## 平成25年度マイクロバス運行実績

回数	月 日	使用課(局)	行先	目的	運転手	運転手に係る費用
1	4月18日	住民課	伊賀の里モクモク手づくりファーム	人権啓発	岡本	12,600円
2	5月27日	社会福祉協議会	十津川村役場	村民児協春季研修会	岡本	13,800円
3	6月6日	総務課	大阪府消防学校	消防ポンプ大会に伴う消防団の訓練	消防団	無
4	7月12日	総務課	大阪府消防学校	消防ポンプ大会に伴う消防団の訓練	消防団	無
5	7月26日	地域振興課	まほろばキッチン(奈良県橿原市)等	村農政連絡協議会視察研修会	岡本	10,800円
6	8月2日	議会事務局	おおさか市町村職員研修研究センター	議員セミナー	岡本	6,000円
7	8月18日	総務課	富田林市	消防ポンプ大会に伴う消防団の訓練	消防団	無
8	9月8日	総務課	大阪府消防学校	消防ポンプ大会	岡本	10,800円
9	10月30日	地域振興課	大阪国際交流センター	大阪府農業委員大会	岡本	10,200円
10	11月9日	地域振興課	村内	棚田夢灯りに伴う送迎	岡本	10,200円
11	11月11日	住民課	京都方面(北野天満宮等)	村人権協会研修	岡本	13,200円
12	11月21日	教育課	村内	村連PTA学校見学会に伴う送迎	岡本	6,000円
13	1月16日	人事財政課	河南町役場	村職員人権研修に伴う送迎	岡本	4,200円
14	1月22日	健康福祉課	日本赤十字社近畿ブロック血液センター(茨木市)	献血推進協議会管外研修	岡本	9,000円
15	2月13日	人事財政課	太子町役場	村職員人権研修に伴う送迎	岡本	4,800円
16	3月18日	人事財政課	グリーンホスピタルサプライ(株)	村職員民間企業研修	岡本	4,200円
						計 115,800円

運転手賃金	115,800円
車検代	141,420円
共済保険料	37,900円
合計	295,120円

千早赤阪村「マイクロバス」使用規程

(目的)

第1条 この規程は千早赤阪村マイクロバス（以下「バス」という。）の使用上の円滑と効率を高めるため使用範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 本村および地方自治法に定められた村の執行機関が公用のため必要とするとき。

- 2 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体および社会福祉協議会に属する団体並びに村内における公的な団体で研修会、講習会等で団体活動の推進を図る為必要とするとき。
- 3 その他村長が必要と認めるとき。

(使用の申込み)

第3条 バスを使用しようとするときは使用予定期日の5日前までに使用申請書を村長に提出しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定による申込みはバス使用申請書（様式第1号）によってしなければならない。

(使用の許可または不許可の通知)

第4条 村長は前条の規定による申込みがあったときは次の各号に該当する場合を除くほか申請者にバス使用許可を通知するものとする。

- (1) 道路運送車両法に規定する自動車検査を受けるため運送または整備をしているとき。
  - (2) 第2条に定める使用範囲に該当しないとき。
  - (3) 乗車人員が過少と認めるとき。
  - (4) 前各号のほかやむをえない事由によりバスを運行することができないとき。
- 2 村長は同一の日時において2以上のバス使用申請があったときは当該2以上の申請者と協議して使用者を定めなければならない。
  - 3 村長はバスの運転についてその安全を確保するためまたはバスの使用効率の低下を防止するために必要があるときには申請者に使用許可の通知をする際条件を付することができる。
  - 4 村長は申請者が使用しようとする日時に第1項各号のいずれかに該当する場合は当該申請者に使用下許可の通知をするものとする。
  - 5 使用時間については原則として午前9時より午後5時までとする。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りでない。

(運転日誌)

第5条 運転担当者はバスの運行ならびに保守手入の状況等についてバス運行日誌（様式第2号）

を作成しなければならない。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日より施行する。

附 則（平成5年3月25日規程第10号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規程第2号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規程第3号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。